

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようと思わず、まずは各種無料相談窓口にご相談してみはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用と体温測定の実施にご理解、ご協力をお願いします。お出かけ前に、ご自宅体温を測定し、37.5℃以上ある場合のほか、咳症状や倦怠感などがある場合は、相談を見合わせてください。相談会場でも体温測定を行い、37.5℃以上ある場合や咳症状がある場合などは、電話相談への切り替えや相談の延期などをさせていただく場合があります。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～12:00 13:00～16:00 会場 市民相談センター 電話030088

消費生活相談

契約トラブルや多重債務、通販、インターネット関連など、消費や契約に係る相談を受け付けます。期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～12:00 13:00～16:00 会場 市民相談センター 電話030088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。相談を受けるには、当日電話予約が必要です。

期日 8月4日(金)・18日(金) 時間 10:00～12:00 13:00～15:00 会場 市民相談センター 予約 8:30～ 当日電話予約のみ

電話030088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。事前予約可。

期日 8月11日(金)・25日(金) 時間 9:00～11:30 会場 市民相談センター 電話030088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～17:00 ライフサポートセンターしずおか さいはら事務所 電話054(646)6055

電話030088

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日 時間 9:15～16:00 会場 さざんか 電話030083

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要です。

期日 8月18日(金) 時間 13:30～15:30 会場 市民相談センター 電話0547(646)6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 8月4日(金)・18日(金) 時間 10:00～12:00 会場 市民相談センター 電話030088

介護相談

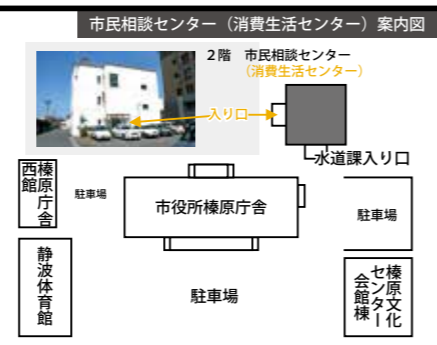
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日 *祝日を除く。 時間 9:00～17:00 (水曜日は19時まで) 会場 さざんか 電話030076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 8月20日(金) 時間 13:30～16:00 会場 さざんか 電話028822



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

おねがい

適切な農地管理

近年、荒廃農地の増加に伴い、隣地の人からの苦情(宮農に支障がある・虫が発生する・見通しが悪い・子供の通学路で危ないなど)が非常に増えています。所有者の責任で、近隣の耕作者や住宅などに迷惑をかけないように適正な管理をお願いします。また、作業後の刈り草・枝葉なども、清掃センターなどへ搬入するなど、適正な処理をお願いします。



農業用廃プラスチックの適正な処理をお願いします。海岸の松林の中や山林わきの斜面などに捨てられている農業用マルチ、農薬ポリ容器、肥料袋などは、美しい海岸や山村風景を損ない、牧之原市の良いイメージを大きく落としてしまいます。農業用マルチなどは、産業廃棄物に分類され、みだりに捨てたり野焼きをしたりすると、廃棄物処理法違反となります。廃棄にあたっては、購入先や専門業者などに依頼するなどして、適切な処理をお願いします。



農地を耕作以外の用途に利用するには手続きが必要です

農林水産課 特産係

用する場合には、農地転用許可が必要です。計画地や事業内容によっては許可できない場合がありますので、事前にご相談ください。【農地転用申請書受付締切日】毎月25日(休日の場合は休日前の開庁日) 農林水産課 農地農政係

農地の賃借には手続きが必要です

耕作目的で農地を貸し借りする場合には、市に賃借の申し込みをしていただき、農業委員会の承認が必要となります。貸借には2つの方法があり、相対で行う利用権設定と、農地中間管理事業を活用するものがあります。賃借料は、貸主と借主の両者で決めた額としますが、賃借料を決めることができないう場合は、「参考小作料」(10a当たり5千円)を参考に両者で決めてください。

おしごと

農業者年金(老後のサポート)

農業者年金制度は、農業者

の老後の生活安定を図り、老後のライフプランを設計しやすい政策年金です。加入資格は、次の3つの要件をすべて満たす人で、農地を所有しない農業者や経営主以外の家族従事者も加入できます。 ①年間60日以上の農業従事者 ②国民年金の第1号被保険者 ③20歳以上60歳未満の人



農林水産課 農地農政係

あなたも、認定農業者になりませんか

認定農業者制度は、農業を頑張るあなたを応援していくものです。自分の夢や将来の経営の姿を具体的な数値目標や行動計画にし、県や市の認定を受けることにより、関係

機関が支援をしていきます。認定農業者になると、補助金や低利な融資、税制上の特例など、農業経営を有利に進めるためのさまざまな支援を受けることが可能となります(認定期間は5年間で、5年ごとに再認定の手続きが必要です)。

また、認定農業者などの集まりである「認定農業者協議会」には、認定農業者をはじめ多くの農家が加入しており、視察や研修会などで知識や技術を高めるとともに、経営改善・販路拡大に取り組みんでいます。加入すると、イベントやセミナー、支援などのさまざまな情報も得られます。 【市内認定農業者数】 1711人(令和3年2月末現在) 農林水産課 特産係

